

## 勧告等措置区分（台風等対策）

### 錨泊自粛（関西国際空港周辺）

#### 勧告内容

- 1 100 総トン以上の船舶は、関西国際空港から 3 海里以内の海域に錨泊しないこと。
- 2 関西国際空港から 3 海里以内の海域に錨泊中の 100 総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。  
ただし、次の船舶を除く。
  - （1）人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊する船舶。
  - （2）海上保安庁の船舶。
  - （3）船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊するものとして第五管区海上保安本部長が認めた船舶。
  - （4）前各号に掲げるもののほか、第五管区海上保安本部長が認めた船舶。